

受注企業の価格転嫁促進に係る広報・啓発業務委託仕様書

1 委託業務

受注企業の価格転嫁促進に係る広報・啓発

2 委託業務の目的

県内の受注企業に対し、発注企業への積極的な価格交渉の実施について呼びかけることで、適切な価格転嫁の実現に向けた県全体の気運を高めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 概要

中小企業、小規模事業者の賃上げの原資を確保し、成長と分配の好循環を生み出すためには、生産性向上とともに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することが重要である。

そのため、県内の受注企業に対し、発注企業への価格転嫁の実施を後押しすることで、適切な価格転嫁の実現に向けた気運を醸成し、物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着が図られるよう、SNSを活用した啓発を行う。

(2) 広報・啓発動画制作及び配信運営業務

ア 制作

- ・ 15秒または30秒の長さの動画とすること。
- ・ 「県の『受注企業の価格転嫁促進事業』において『価格転嫁促進支援員』が価格交渉の準備・実施等に係る伴走支援を実施している」旨の内容を盛り込むこと。

イ 配信媒体

- ・ SNS (Instagram、Youtube など)
- ・ 配信エリア 宮崎県

ウ 配信期間

- ・ 9月の価格交渉促進月間に合わせて配信する

5 成果物等の納品

本業務を実施するために制作した成果物については、データ等も含め全て納品すること。なお、動画は、DVDプレーヤーで再生可能な形式で動画を納めたCD-R等1枚を納品すること。成果物の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。なお、制作した成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 電話機やパソコン等、業務上必要な機材等は受託者が準備すること。
- (2) 報告書の郵送等に必要な通信運搬費については、受託者の負担とする。
- (3) その他

① 受託者は、委託業務を実施するに当たり、適宜、県と十分な調整を行うこと。

- ② 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ④ 委託業務の実施に当たっては、県民や事業者等の第三者からいささかの批判も受けることがないように十分配慮すること。なお、委託業務の執行に当たり、第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。